

○ 電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

（下線部が変更箇所を示す。）

改正案			現 行		
別表 2（第 3 条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由			別表 2（第 3 条関係） 無線局の目的、通信事項、免許の主体及び開設の理由		
無線局の目的	通信事項（注 1）	免許の主体及び開設の理由	無線局の目的	通信事項（注 1）	免許の主体及び開設の理由
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
防災行政用	防災行政事務に関する事項 飛行援助に関する事項 航空機の修理に関する事項 航空機の航行に関する事項 水防事務に関する事項 <u>消防の任務に関する事項</u>	地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法、水防法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、災害救助法（昭和 21 年法律第 118 号）、気象業務法等の諸法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。	防災行政用	防災行政事務に関する事項 飛行援助に関する事項 航空機の修理に関する事項 航空機の航行に関する事項 水防事務に関する事項	地方公共団体又は地方自治法第 252 条の 2 の規定により設けられた協議会が、災害対策基本法、水防法、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）、災害救助法（昭和 21 年法律第 118 号）、気象業務法等の諸法令に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧等に関する業務及び地方行政に関する業務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。
消防用	（略）	次のいずれかに該当するものであること。 1 及び 2 （略） <u>3 救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）第 2 条に規定する救急医療用ヘリコプター</u>	消防用	（略）	次のいずれかに該当するものであること。 1 及び 2 （略）

		<u>の運航事業者が、都道府県から救急医療用ヘリコプターの運航業務について委託を受け、その委託の範囲内に限り、当該都道府県の消防の任務の遂行上必要な無線通信を行うために開設するものであること。</u>
(略)	(略)	(略)

別表 3 及び別紙 1 (略)

別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準

第 1 航空海上関係 (略)

第 2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用無線局

(1) 防災行政用

ア (略)

イ 用語の定義

(ア)～(ネ) (略)

(ノ) 「同報親局」とは、特定の 2 以上の同報子局に対し、同時に同一の記号、信号、文言、影像、音響又は情報（以下「通報等」という。）を送信するアナログ方式の固定局をいう。

(ハ) 「同報子局」とは、同報親局の通報等を受信する受信設備又は同報親局通報等を受信する機能のほか、自局の動作確認等に係る信号若しくは「テレメーター信号の送信機能又は同報親局への音声、ファクシミリ等の通信を行う機能（以下この(1)において「アンサーバック機能」という。）を有するアナログ方式の固定局をいう。

ウ・エ (略)

(略)	(略)	(略)

別表 3 及び別紙 1 (略)

別紙 2 (第 5 条関係) 無線局の目的別審査基準

第 1 航空海上関係 (略)

第 2 陸上関係

1 (略)

2 公共業務用無線局

(1) 防災行政用

ア (略)

イ 用語の定義

(ア)～(ネ) (略)

(ノ) 「同報親局」とは、特定の 2 以上の同報子局に対し、同時に同一の記号、信号、文言、影像、音響又は情報（以下「通報等」という。）を送信する固定局をいう。

(ハ) 「同報子局」とは、同報親局の通報等を受信する受信設備又は同報親局通報等を受信する機能のほか、自局の動作確認等に係る信号若しくは「テレメーター信号の送信機能又は同報親局への音声、ファクシミリ等の通信を行う機能（以下この(1)において「アンサーバック機能」という。）を有する固定局をいう。

ウ・エ (略)

オ 通信系別の審査は次の規定により行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 同報系

A 周波数の指定

(A) 同報通信系及びデジタル同報通信系の固定局の周波数の指定は、別表(1)－3により行うこと。

(B) 各戸受信系の固定局の周波数を指定する基準は、なるべく低い方から順に指定することとし、一の免許人に対する繰り返し使用を基準として4波までとする。ただし、混信対策等、特に必要がある場合は、最大で2波までを追加することができる。

B～K (略)

L 各戸受信系の固定局と接続する無線局は、次のいずれかに該当するものであること。

(A) デジタル同報通信系の固定局

(B) 市町村デジタル移動通信系の固定局

(C) デジタル通信方式への移行計画が提出されている同報通信系の固定局

M・N (略)

カ～コ (略)

サ 消防の任務に関する事項のみをその通信事項とするものでないこと。

シ～セ (略)

別表(1)－1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各都道府県に対する使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

A・B (略)

C 所要D/U (21dB) を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割当て

オ 通信系別の審査は次の規定により行う。

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 同報系

A 周波数の指定は、別表(1)－3により行うこと。

B～K (略)

L・M (略)

カ～コ (略)

サ～ス (略)

別表(1)－1 都道府県デジタル総合通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各都道府県に対する使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

A・B (略)

C 所要C/N21dB 以上の場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、

を行い、周波数の有効利用を図ること。ただし、消防用のデジタル移動通信系のSCPC方式と共用する周波数帯域においては、次のとおりとすること。

(A) 将来的に当該周波数帯域を消防用の無線局のみに使用させることを目指し、現に当該周波数帯域を使用する都道府県デジタル総合通信系の無線局の免許を受けている者を除き、当該周波数帯域の高群の通話用周波数は割り当てないこと。なお、当該通話用周波数を割り当てる場合には、その者が現に免許を受けている都道府県デジタル総合通信系の無線局の種別、周波数、占有周波数帯幅及び移動範囲の範囲内であること。

(B) 都道府県デジタル総合通信系の周波数1波ごとに、使用する周波数帯域の重なるSCPC方式の5波のそれぞれを同一周波数とみなして、D/Uを検討すること。

(2)・(3) (略)

別表(1)－2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各市町村等に対する使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

A・B (略)

C 所要D/U (21dB) を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。ただし、消防用のデジタル移動通信系のSCPC方式と共用する周波数帯域においては、次のとおりとすること。

(A) 将来的に当該周波数帯域を消防用の無線局のみに使用させることを目指し、現に当該周波数帯域を使用する都道府県デジタル総合通信系の無線局の免許を受けている者を除き、当該周波数帯域の高群の通話用周波数は割り当てないこと。なお、当該通話用周波数を割り当て

周波数の有効利用を図ること。

(2)・(3) (略)

別表(1)－2 市町村デジタル移動通信系の周波数等の使用計画について

(1) 周波数割当て

周波数の割当てについて、次によりあらかじめ各市町村等に対する使用計画を作成し、これに従って行うものとする。

A・B (略)

C 所要C/N21dB 以上の場合は、同一周波数の繰り返し割当てを行い、周波数の有効利用を図ること。

る場合には、その者が現に免許を受けている都道府県デジタル総合通信系の無線局の種別、周波数、占有周波数帯幅及び移動範囲の範囲内であること。

(B) 市町村デジタル移動通信系の周波数1波ごとに、使用する周波数帯域の重なるSCPC方式の5波のそれぞれを同一周波数とみなして、D/Uを検討すること。

D (略)

(2)・(3) (略)

別表(1)－3・別表(1)－4 (略)

(2)・(3) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 移動通信系

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 通信方式

A デジタル移動通信系の用途は、複信方式、半複信方式、単信方式又は同報通信方式であること。また、デジタル共通用の基地局、携帯基地局又は陸上移動中継局については、相互変調等による影響を低減するため、常時送話状態とならないものであること。

B～D (略)

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、あらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

D (略)

(2)・(3) (略)

別表(1)－3・別表(1)－4 (略)

(2)・(3) (略)

(4) 消防用

消防用無線局の審査は次の基準により行う。

ア～ウ (略)

エ 移動通信系

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 通信方式

A デジタル移動通信系の用途は、複信方式、半複信方式、単信方式又は同報通信方式であること。

B～D (略)

(オ) 割当周波数等

移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、あらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。

A デジタル移動通信系

(A) 周波数割当ての基準

a・b (略)

c 所要D/U (21dB) を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割り当てを行い、周波数の有効利用を図ること。ただし、TDM A方式(都道府県デジタル総合通信系及び市町村デジタル移動通信系のものを含む。)とSCPC方式とが共用する周波数帯域においては、次のとおりとすること。

(a) TDMA方式については、現に同一免許人が指定を受けている周波数の範囲内であること。

(b) TDMA方式の周波数1波ごとに、使用する周波数帯域の重なるSCPC方式の5波のそれぞれを同一周波数とみなして、D/Uを検討すること。また、SCPC方式に対する割当てにおいては、最も近傍のTDMA方式(都道府県デジタル総合通信系及び市町村デジタル移動通信系のものを含む。)の周波数(該当するものが2波あるときは、その両方とする。)を同一波とみなして、D/Uを検討すること。

(B) SCPC方式による周波数割当て

a 基地局又は携帯基地局

(a) デジタル消防・救急業務用

市町村等及び都道府県に対しては、次の消防業務又は救急業務における割当基準に基づく周波数の数を認めることとする。

①～④ (略)

⑤ 市町村等がその管轄区域を越えて基地局のサービスエリアを設定する場合は、管轄区域の全て又はその一部が当該サービスエリアに含まれる全ての市町村等の管轄区域の全体を一つの市町村等とみなして、前記①から④までを適用し、

A デジタル移動通信系

(A) 周波数割当ての基準

a・b (略)

c 所要D/U (21dB) を満足する場合は、同一周波数の繰り返し割り当てを行い、周波数の有効利用を図ること。

(B) SCPC方式による周波数割当て

a 基地局又は携帯基地局

(a) デジタル消防・救急業務用

市町村等及び都道府県に対しては、次の消防業務又は救急業務における割当基準に基づく周波数の数を認めることとする。

①～④ (略)

割当周波数の数を算出し、その数を管轄区域の全て又はその一部が当該サービスエリアに含まれる市町村等に対して割り当てる周波数の数の上限とする。

(b) (略)

(c) デジタル受令用

市町村等及び東京都に対しては、割り当てられるデジタル消防・救急業務用の周波数と共用するものとする。ただし、消防業務の管轄区域の人口が 30 万人以上の市町村等及び東京都に対しては、必要に応じてデジタル受令用の専用周波数を認めることができる。

(d) (略)

b 陸上移動局又は携帯局

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、当該市町村等及び都道府県が開設する基地局及び携帯基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用及びデジタル共通用の周波数の対向波（低群の移動局用の周波数）を認めることとする。ただし、デジタル共通用の周波数にあつては、広域応援活動等を踏まえ、特に必要が認められる場合は、他の都道府県に指定されている主運用波を認めることとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款が付されているものであること。

(b)～(c) (略)

(d) 陸上移動局が複数の基地局のサービスエリアをまたいで移動するに当たり、その受信チャンネルを自動で切り替える機能を用いて通信を行う場合には、(a)の周波数のうち一部のみを認めることとする。

(e) (略)

(b) (略)

(c) デジタル受令用

市町村等及び東京都に対しては、割り当てられるデジタル消防・救急業務用の周波数と共用するものとする。ただし、消防業務の管轄区域における人口が 30 万人以上であつて、消防職員数が 1000 名以上の市町村等及び東京都に対しては、必要に応じてデジタル受令用の専用周波数を認めることとする。

(d) (略)

b 陸上移動局又は携帯局

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、当該市町村等及び都道府県が開設する基地局及び携帯基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用及びデジタル共通用の周波数の対向波（低群の移動局用の周波数）を認めることとする。ただし、デジタル共通用の周波数にあつては、広域応援活動等を踏まえ、特に必要が認められる場合は、他の都道府県に指定されている主運用波を認めることとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款が付されているものであること。

(b)～(c) (略)

(d) (略)

c・d (略)

(C) (略)

B (略)

C 署活動用

消防業務の管轄区域の人口が原則として 30 万人以上の市町村等、デジタル移動通信系を運用している市町村等(デジタル移動通信系の運用に向けた具体的な計画を有する市町村等を含む。)及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、必要に応じて次の基準による署活動用の周波数を認めることができる。

(A)～(C) (略)

D～H (略)

(カ) (略)

(キ) 無線設備の条件

A デジタル移動通信系の無線設備は、管轄区域外に対する不要な電波発射による影響ができる限り小さくなるよう、指向性を持った空中線の使用や俯角付き空中線の使用等の対策を講じたものであること。

B～I (略)

オ～キ (略)

c・d (略)

(C) (略)

B (略)

C 署活動用

消防業務の管轄区域の人口が原則として 30 万人以上の市町村等及び東京都に対しては、陸上移動局用又は携帯局用とし、次の基準による署活動用の周波数を認めることとする。

(A)～(C) (略)

D～H (略)

(カ) (略)

(キ) 無線設備の条件

A～H (略)

オ～キ (略)